第6号様式（第9条）

29指令環廃第391-28号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所　　名古屋市西区清里町18番地
（所在地）
氏名　　大昭工業株式会社
（名称及び代表者氏名）代表取締役　木村　諭意智　様

平成30年 1月23日付で申請のありました一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定に基づき次のとおり許可します。

平成30年3月27日

名古屋市長　　河　村　　た か し

1　許可番号　　4-1-46

2　許可期間　　平成30年 4月 1日から
平成32年 3月31日まで

3　事業の範囲（収集及び運搬の別並びに取扱廃棄物の種類）
浄化槽汚泥（ディスポーザ汚泥を含む）及びごみの収集運搬
以下余白

4　許可の条件
市長の定める事項を遵守すること。
以下余白

5　許可の更新及び変更の状況
平成30年4月1日　更新
以下余白

再交付・書換え交付
（理由及び年月日）

備考　1　この許可について不服があるときは、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、この許可があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
この許可について不服があるときは、この許可があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、許可の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。
2　用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。